

認証基準(1基準)の制定について(厚生労働省告示第435号:平成24年7月20日 薬食機発0720第1号:平成24年7月20日)

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表	適合性チェックリスト
823	血管造影用カテーテル等